

★保険料の決まり方（計算方法）

保険料 (年額) 上限額は80万円	=	均等割額 60,004円	+	所得割額 $\frac{\text{【総所得金額等※1} \\ - 43\text{万円※2】}}{\times 11.83\%}$
---------------------------------	---	------------------------	---	--

保険料は、被保険者全員が均等に負担する**均等割額**と、所得に応じて負担する**所得割額**の合計額です。

保険料は県内どの市町村も統一の基準で決定します。また、2年に1回保険料率（60,004円と11.83%）が見直されます。次回見直しは令和8年度です。

※1「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。また、障害・遺族・老齢福祉年金などの非課税所得は含まれません。

※2 合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。この43万円は基礎控除額のことをさします。

Point

公的年金収入のみの人で、**年金額が153万円以下**の場合は、総所得金額等が43万円以下となるため**所得割額はかかりません**（153万円-110万円（公的年金等控除）-43万円=0）。

★保険料の軽減について

●均等割額の軽減（表1）



軽減割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額※3の合計額
7割軽減	18,001円	43万円（基礎控除額）＋10万円 ×（給与所得者等の数－1）※4以下
5割軽減	30,002円	43万円（基礎控除額）＋30.5万円×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者等の数－1）※4以下
2割軽減	48,003円	43万円（基礎控除額）＋56万円×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者等の数－1）※4以下

※3 軽減対象所得金額とは、基本的に総所得金額等と同じですが、満65歳以上の方の公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となります。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※4 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

具体的には、給与収入が55万円以上ある場合、また公的年金等収入が60万円超（65歳未満）または125万円超（65歳以上）ある場合に計算します。

●社会保険※5の被扶養者であった方の軽減

軽減割合	軽減後の均等割額
5割軽減	30,002円 (2年間)



※ 保険料率の見直しにより金額は変更になる場合があります。
※5 社会保険には国民健康保険、国民健康保険組合は含まれません。

Point

表（１）で均等割額の軽減で7割軽減に該当している方は、7割軽減が優先されます。